

金融と法—方法論的序説—

立命館大学 大垣尚司

金融と法のダイナミズムについて研究する既存の方法論としては、金融に関する法一般を横断的に研究する「金融法」やミクロ経済学やゲーム理論の手法を用いて法制度の分析を行う「法と経済学」の枠組みが存する。これに対し、今大会では「金融と法」というセッションが設けられた。では、金融法や法と経済学とは異なる方法論として「金融と法」を位置づける意義は何か。

まず第一に、金融市場の発展段階とこれに見合った法規整の関係を過去に遡って検討し、そこから金融市場の新たな展開にとってどのような法規整が必要になるのかを分析し提言するという文脈が考えられる。これまで規制緩和に沿って欧米の制度や取引を移入することが中心であったわが国金融界には古くて新しい視点である。第二に、自然科学における理論 (theory) と工学 (engineering) の関係になぞらえれば、金融取引は、金融理論 (financial theory) だけでは絵に描いた餅であり、お金という抽象的な財を契約という法的な枠組みと、情報システムの構築を通じて実際に取引可能な金融商品やサービスに具現化する必要がある。このうち前者、すなわち理論から導き出された特定の仕組みや取引を最も効率よく実現するための法律構成や契約形態を選択・構築する法技術 (legal engineering) にかかる研究を深めることがわが国の金融サービスの水準や競争力強化のために重要である。第三に、第一・第二を進める過程では、経済・数理にまたがる金融理論に対する理解を前提に取引法・規制・税務・会計という要素が相互に有機的に絡み合う。このためこれらを総合的に扱う学際的アプローチが欠かせない。また、本来英米法固有の枠組みである信託が、証券化や投資ファンドの普及に伴い伝統的な大陸法系の国々においても急速に普及したように、市場化・グローバル化が究極に達した金融の世界にあつては、

異なる法系間のコンバージョン（融合現象）が進んでいる。ここでは、金融の標準語である英米法を適切に取り込むことが重要である一方、新しい領域については他に先んじて日本法を「標準」とする戦略的視点も欠かせない。本報告ではこうした点を指摘した上で、各論において、取引法や組織法の領域を中心に当面考えられるいくつかの具体的な研究領域を示唆して、学会諸子の参考に供することとしたい。